

## コロナウイルスによる施設使用料金返還について

コロナウイルスによる感染症拡大防止のため、久留米市より体育施設が3月7日（土）～31日（火）まで臨時休館になるという発表がありました。

（公財）久留米市体育協会が管理している施設について、この期間の使用料金返還については以下の要領で行いますので、よろしくお願ひします。

また、2月下旬より大会を中止していただいた団体（コロナウイルス感染症拡大防止による）にもご案内します。

### 返還の時期等

令和2年3月13日（金）以降 9時～16時30分まで

（荘島体育館のみ17時まで、都合が悪い場合は、別途ご相談ください）

体育施設使用許可書を持参のうえお越しください。（印鑑は不要）

（許可書を紛失された場合は、本人が確認できる書類を持参ください）

### 返還に対応する事務所及び施設

①荘島体育館事務所（荘島町11番地1）

荘島体育館（アリーナ、軽運動室、卓球場）

西田体育館、西田テニスコート

旭町テニスコート 以上の施設の利用予約、お支払いをした方。

②西部地区体育館事務所（大善寺町藤吉434番地）

西部地区体育館（アリーナ、体力測定室、会議室）

以上の施設の利用予約、お支払いをした方。

③北野武道場事務所（北野町今山74）

北野グラウンド（照明含む）

北野テニスコート

北野体育館

北野武道場 以上の施設の利用予約、お支払いをした方。

### その他

4月分の荘島体育館利用調整会議（アリーナ・軽運動室は3月23日（月）、卓球場は3月24日（火））は予定通り開催されます。

桜花台体育館については宮ノ陣クリーンセンター（0942-27-5371）にお問い合わせください。

### 問い合わせ先

（公財）久留米市体育協会 0942-33-5453

または荘島体育館 0942-33-3003